

定 款

2024年12月26日

株式会社 **ライオン事務器**

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ライオン事務器と称し、英文では、
LION OFFICE PRODUCTS CORP. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 事務用品、文房具、事務用紙、事務用機械器具、各種家具、各種情報処理機械器具、理化学機械器具、通信用機器及び音響・映像機器の製造販売並びに輸出入。
2. 室内装飾品、インテリア用品、装身具、事務用皮革製品、洋品雑貨、日用雑貨、台所用品、寝具、家庭用電気製品、時計、光学機器、計量器、スポーツ用品、美術工芸品、陶器、漆器、書籍、音声・映像のソフトウェア、食料品、飲料品及び防災安全製品の販売並びに輸出入。
3. 建築工事全般、鋼構造物工事全般、設備工事全般、電気・通信工事全般及び室内空間全般に関する企画、設計、施工、監理並びに請負。
4. 商品陳列・ディスプレイ棚の販売及び店舗設備、店内装飾、店頭装飾の企画、設計並びに施工。
5. 福祉用具、医療機器の製造、販売及び賃貸並びに輸出入。
6. 前各号の事業に関連する原料及び材料の仕入並びに販売。
7. コンピューターシステム及びソフトウェアの企画、製作、開発、販売、賃貸並びに保守管理。
8. 情報処理機器の操作に関する人材の育成及び指導。
9. 情報処理機器、端末機器による通信処理サービス。
10. 情報処理機器、端末機器、理化学機械器具、通信用機器及び音響・映像機器の保守管理。
11. 古物の売買。
12. 産業廃棄物処理業。
13. 特定貨物自動車運送事業、及び貨物利用運送事業。

14. 総合リース業。
15. 不動産の賃貸。
16. 倉庫業。
17. 特許権、実用新案権、商標権等無体財産権の売買及び賃貸借。
18. 前各号に必要な事業の共同経営及び投資。
19. 建物内装、外装のメンテナンス及び保守、管理。
20. 引越しの請負及び仲介業務。
21. 広告宣伝業。
22. インターネットのウェブサイト・ウェブコンテンツ・ホームページの企画、制作、デザイン、販売、運営、保守及び管理並びにそれらのコンサルタント業務。
23. インターネット、その他の通信を利用した通信販売業及び情報提供の仲介並びに決済処理業務。
24. 教育事業全般に関する企画、調査、支援、研修、運営及び受託並びにそれらのコンサルタント業務。
25. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務。
26. 有価証券の保有及び投資。
27. 前各号に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は60,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録についてはその経過の要項及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役及び顧問)

第28条 取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって取締役及び取締役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第31条 当社の執行役員に関する事項は取締役会が決定する執行役員規程に定める。

第5章 監査役、監査役会及び会計監査人

(員 数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期満了までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事についてはその経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議によって監査役及び監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、
任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人の責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、
任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

附 則

(定款に定めのない事項)

第1条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(電子提供措置に関する経過措置)

第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当社が当会社の株式につき株式会社東京証券取引所による上場の承認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本附則第2条は同日後をもってこれを削除する。